

動物愛護管理法の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を求める意見書

犬や猫などのペットは、いまや愛玩動物としてだけでなく、人の生活を豊かにし、伴侶動物として飼育する人も増えている。また、私たち人間が生きていく上で医療の発展等のため、動物を利用することは不可欠になっており、動物との関係は日常的に意識している以上に多岐にわたっている。

一方、多頭飼育崩壊による虐待や飼育放棄が深刻な社会問題にもなっており、焼津市でも繁殖業者による多頭飼育崩壊事件が発生した。

悲惨な動物虐待や飼育放棄を抑止するためにも、動物愛護の意識の醸成、関係行政機関及びボランティア団体との連携、動物の所有者等による適正な飼養・管理の徹底が重要であり、動物愛護管理法が目指す人と動物が共生する社会の実現に向けて、虐待される動物の救護体制の構築など必要な法改正を行なうとともに、動物の適正飼養などに関する啓発活動をさらに強化する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、動物愛護管理法の改正及び動物の適正飼育などの啓発活動の強化を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月17日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
環境大臣

} 様